

住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討委員会

2014.6.26

## 損害保険料率算出の考え方について

一般社団法人 日本損害保険協会  
常務理事 深田 一政

# 1. 保険制度の仕組み

---

## (1) リスク集団を組成

- ・ 同じリスクを抱える者を多数集めること
- ・ リスク集団が大きいほど、収支は安定
- ・ リスク集団の公平性、健全性を維持することが重要

## (2) 確率論を応用

- ・ 一見偶然と思われる事故も大量観察することによって一定の法則が見られる — 大数の法則
- ・ 事故が発生する頻度 (Frequency)  $\times$  1 事故当たりの平均損害額 (Damageability) = 純保険料

(例示)

- ・ 1000万円の家屋に住んでいる者が1000人おり、1年間の火災発生率を2/1000と仮定
- ・ 純保険料は、 $2/1000 \times 1000$ 万円 = 2万円

# 1. 保険制度の仕組み

## (3) 原価の事後確定性

- ・ 保険料をいただいた時点では原価、収支は不明  
→ 保険金を支払ってはじめて確定する

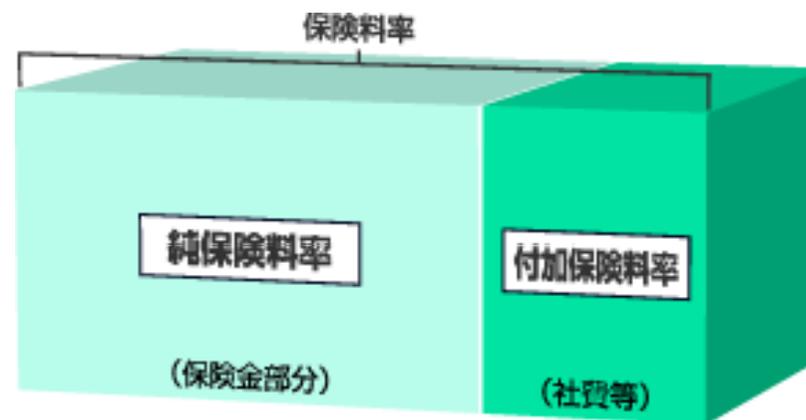
## (4) 保険料の構成

営業保険料(率) = 純保険料(率) + 付加保険料(率)

- ・ 「純保険料」は保険金に充当する部分
- ・ 「付加保険料」は、経費や利潤に充当する部分で、社費、代理店手数料および利潤から成る

※ 実際の保険料の計算は、基本的には下記による

営業保険料 = 保険料率 × 保険金額



(上図の出典: 損害保険料率算出機構のホームページより抜粋)

## 2. 保険料率算出の基本原則

### (1) 料率三原則

- ・ 損害保険料率は、「合理的」「妥当」「不当に差別的でない」といった3要件を満たす必要がある

損害保険料率算出団体に関する法律 第8条(参考純率及び基準料率の原則)

料率団体の算出する参考純率及び基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない。

保険業法 第5条(免許審査基準)

(略)

四 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

## 2. 保険料率算出の基本原則

---

### (2) 収支相等の原則

- ・ 保険契約者から集めた保険料の総額(収入)は、保険会社が支払う保険金の総額(支出)と等しくならなければならない原則のこと。

#### 【収支相等の原則】

$$N \times P = A \times L$$

N: 保険契約件数

P: 1件あたり純保険料

A: 事故件数

L: 1件あたり支払保険金(平均保険金)

## 2. 保険料率算出の基本原則

### (3) 給付・反対給付均等の原則(公平の原則)

- ・ 保険料率は、それぞれの危険度に応じて決定されなければならないとする原則のこと。
- ・ 例えば、木造建物と鉄筋コンクリート造建物では、火災の危険度が異なるため、同一の保険料率とするのでは不公平になる。

このような場合は保険料率に適切な差を設ける必要がある。

#### 【給付・反対給付均等の原則】

$$P = (A \div N) \times L$$

保険料(P) = 事故頻度(A÷N) × 平均事故単価(L)

N: 保険契約件数

P: 1件あたり純保険料

A: 事故件数

L: 1件あたり支払保険金(平均保険金)

(注) 式が成立する単位が「個々のお客さま」であることに留意

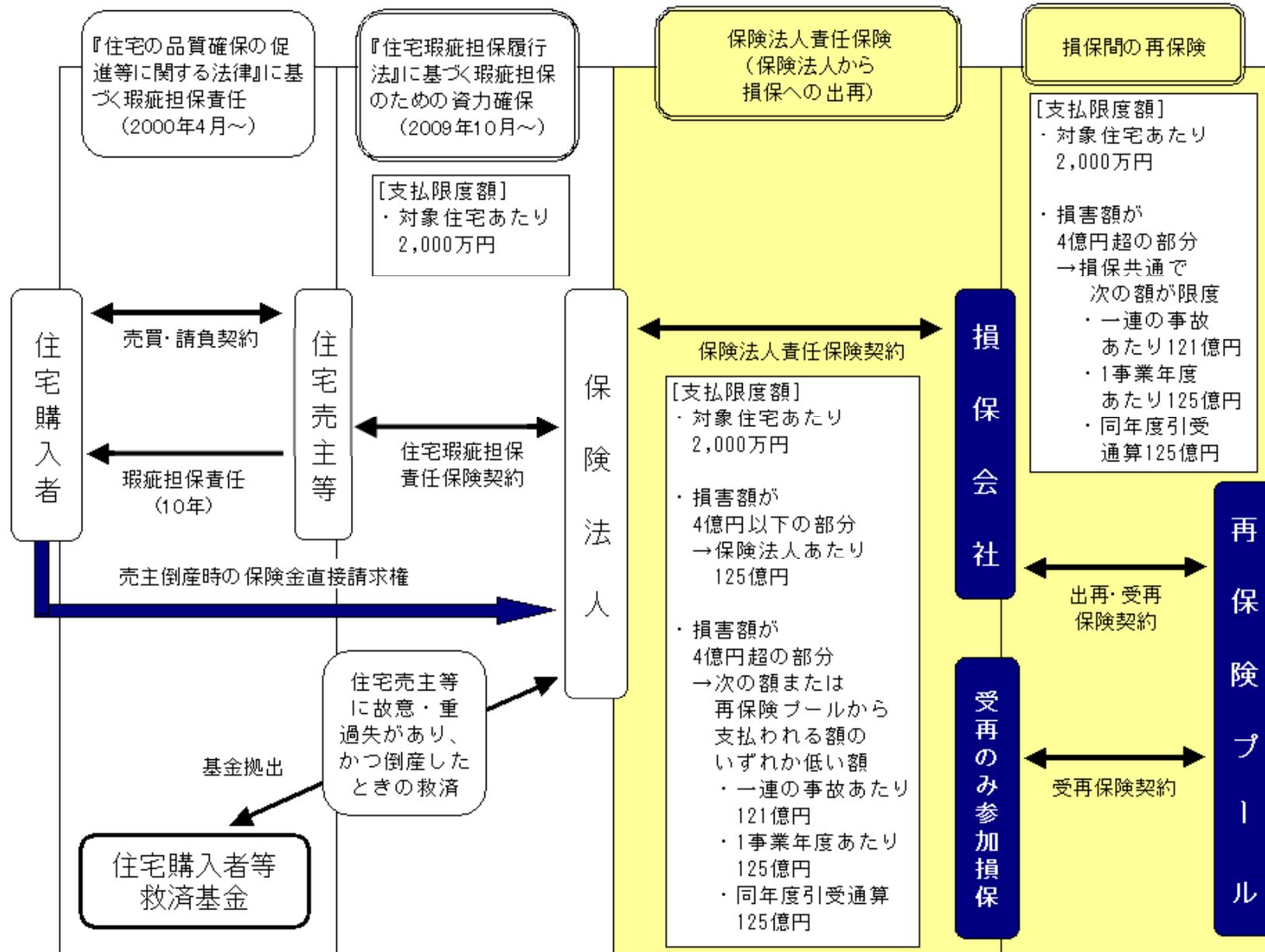
## 2. 保険料率算出の基本原則

---

### (4)大数の法則

- ・例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る確率は $1/6$ に近づいていく。
- ・このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、サンプルの平均が『真の平均』に近づく。
- ・大数の法則を十分に機能させるためには、精度の高いデータを大量に収集する必要がある。

### 3. 住宅瑕疵担保責任に関する保険の特性



### 3. 住宅瑕疵担保責任に関する保険の特性

---

#### (1) 保険責任期間の観点 <収支相等の原則>

- 10年間の保険料の総額(収入)と、保険金の総額(支出)が均衡することが必要

•損害保険契約には保険期間を1年とするものが多く、その場合1年間での収支均衡を想定している。

•住宅瑕疵担保責任に関する保険は、履行法の瑕疵担保責任を担保するもの。

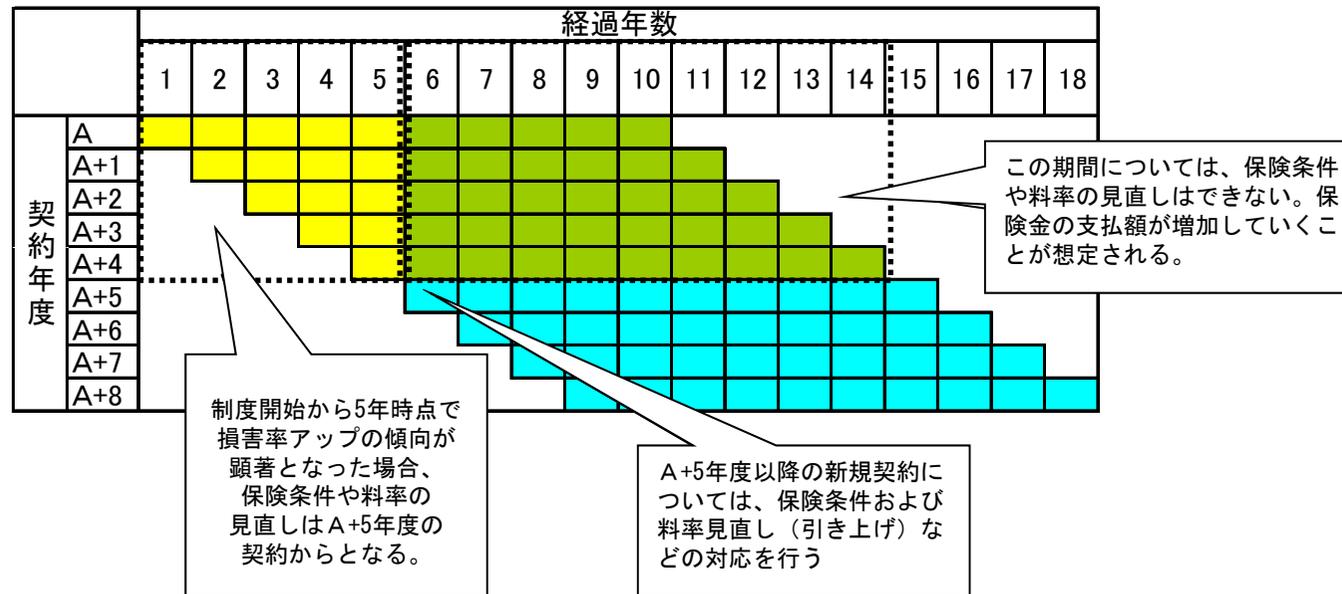
⇒保険料率は契約当初に定められ保険料も当初に10年分を領収

⇒10年間の長期にわたる収支均衡が求められる

### 3. 住宅瑕疵担保責任に関する保険の特性

#### (1) 保険責任期間の観点 <収支相等の原則>

- ・ 保険料率を見直す場合には、新たに引受けを開始する契約のみ見直しが可能。
- ・ すでに引き受けている契約については、保険期間(10年)満了時まで、契約時に決められた条件で保険金の支払いを続けていくことが必要。



- 住宅瑕疵担保責任に関する保険では、保険期間10年の初期段階では初期不良による瑕疵が発生する一方で、経年的な影響による瑕疵については10年満期近くにならないと生じないものがある。
- 瑕疵は、保険期間中に均等に発生するものではないため、10年経過しない時点での保険金支払額の予測は困難。

### 3. 住宅瑕疵担保責任に関する保険の特性

#### (2) 保険料率の観点 <給付・反対給付均等の原則>

- 住宅の分類(戸建・共同)や補償対象(構造・防水)など、危険度に応じた保険料率の検討が必要

##### <住宅の分類の観点>

戸建住宅・共同住宅の特色は次のとおり。

戸建住宅—原則として1軒ごとに独立。同一原因による複数戸事故の可能性は、共同住宅に比べ、相対的には低い。

共同住宅—1棟が複数戸で構成。同一原因による複数戸事故の可能性は高い。

⇒保険料率単位は、検査単位に応じて、戸建:1住宅、共同:1棟単位とする。

##### <補償対象の観点>

構造・防水の主な特色は次のとおり。

- 発生頻度—構造事故は小さく(低く)、防水事故の方が大きい(高い)。
- 事故単価—構造事故は大規模事故の場合は特に高額。防水事故は、少額が大半。

⇒保険料率は、構造・防水ごとに算出し合算する。

### 3. 住宅瑕疵担保責任に関する保険の特性

#### (3) データ収集・分析の観点 <大数の法則>

- 大数の法則を機能させるためには、住宅瑕疵の事故に関する大量なデータの収集・蓄積が必要。

- 再保険プールでは、住宅瑕疵の事故に関するデータ収集を実施。
- 収集したデータを活用し、保険料率の検証を行っていく。

事故情報収集に際しての分類コード(例)

##### <建物構造コード>

建物構造	コード
木造	1
鉄筋コンクリート造	2
鉄骨鉄筋コンクリート造	3
鉄骨造	4
その他	5

##### <瑕疵の部位コード>

瑕疵の部位		コード
戸 建 住 宅	(構造耐力上主要な部分) 基礎	11
	(構造耐力上主要な部分) 壁	12
	(構造耐力上主要な部分) 柱	13
	(構造耐力上主要な部分) 小屋組	14
	(構造耐力上主要な部分) 土台	15
	(構造耐力上主要な部分) 斜材	16
	(構造耐力上主要な部分) 床材	17
	(構造耐力上主要な部分) 屋根材	18
	(構造耐力上主要な部分) 横架材	19
	(雨水の浸入を防止する部分) 屋根	31
(雨水の浸入を防止する部分) 外壁	32	
(雨水の浸入を防止する部分) 開口部	33	
共 同 住 宅	(構造耐力上主要な部分) 基礎	51
	(構造耐力上主要な部分) 基礎ぐい	52
	(構造耐力上主要な部分) 壁	53
	(構造耐力上主要な部分) 床板	54
	(構造耐力上主要な部分) 屋根材	55
	(雨水の浸入を防止する部分) 屋根	71
	(雨水の浸入を防止する部分) 外壁	72
(雨水の浸入を防止する部分) 開口部	73	
(雨水の浸入を防止する部分) 排水管	74	

- 
- ご清聴ありがとうございました。